

# 福岡県公報

平成二十二年十一月二十六日  
第三千八百八十九号  
増刊 ①

## 目次

### 選挙管理委員会

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程

(市町村支援課) …………… 一

### 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四百十七号

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程

#### (趣旨)

第一条 この規程は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条の十六第一項に規定する少額領収書等の写し（以下「少額領収書等の写し」という。）の開示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(少額領収書等の写しに係る開示請求書)

第二条 法第十九条の十六第三項の規定による開示請求書は、様式第一号によるものとする。

(少額領収書等の写しに係る提出命令通知書)

第三条 法第十九条の十六第五項の規定による命令は、様式第二号により行うものとする。

(少額領収書等の写しに係る提出通知書)

第四条 法第十九条の十六第六項の規定による提出又は通知は、様式第三号によるものとする。

(少額領収書等の写しに係る提出期間延長申出書)

第五条 法第十九条の十六第八項の規定による書面は、様式第四号によるものとする。

(少額領収書等の写しに係る提出期間延長通知書)

第六条 法第十九条の十六第九項の規定による通知は、様式第五号により行うものとする。

(少額領収書等の写しに係る開示決定通知書等)

第七条 法第十九条の十六第十一項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

一 少額領収書等の写しの全部を開示する旨の決定 様式第六号

二 少額領収書等の写しの一部を開示する旨の決定 様式第七号

(少額領収書等の写しに係る不開示決定通知書)

第八条 法第十九条の十六第十二項の規定による通知は、様式第八号により行うものとする。

(少額領収書等の写しに係る開示決定等期間延長通知書)

第九条 法第十九条の十六第十三項の規定による通知は、様式第九号により行うものとする。

(少額領収書等の写しに係る開示決定等期間特例延長通知書)

第十条 法第十九条の十六第十四項の規定による通知は、様式第十号により行うものとする。

(少額領収書等の写しの未提出通知書)

第十一条 法第十九条の十六第十六項の規定による通知は、様式第十一号により行うものとする。

(少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書)

第十二条 政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号。以下「令」という。）第十一條第一項の規定による申出は、様式第十二号によるものとする。

(少額領収書等の写しに係る更なる開示の申出書)

第十三条 令第十一条第三項の規定による申出は、様式第十三号によるものとする。  
(費用負担)

第十四条 令第十二条の規定による少額領収書等の写しの交付を受けるもの(第三項において「受領者」という。)は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額(複数の方法により写しの交付を受ける場合にあつては、その合算額)とする。

- 一 令第十二条第一号に掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円
- 二 令第十二条第二号に掲げる交付 フレキシブルディスクカートリッジ一枚につき五十円に用紙一枚ごとに十円を加えた額
- 三 令第十二条第三号に掲げる交付 光ディスク一枚につき八十円に用紙一枚ごとに十円を加えた額

3 受領者は、前項の費用を前納しなければならない。

附則

この告示は、平成二十二年十一月二十九日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

## 少額領収書等の写しに係る開示請求書

福岡県選挙管理委員会 殿

年 月 日

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、事務所等の所在地)  
(〒 )

請 求 者

氏 名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号( ) -

(連絡先又は連絡担当者が上記と異なる場合は、その連絡先又は連絡担当者)

(〒 )

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第3項の規定により、次のとおり少額領収書等の写しの開示を請求します。

請求する国会議員関係 政治団体の名称、支出さ れた年及び支出項目	年	国会議員関係政治団体の名称	支出項目
支出項目欄には、下記の ~ の支出項目を記入してくださ い。 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 組織活動費 選挙関係費 機関紙誌の発行 その他の事業費 調査研究費 寄附・交付金 その他の 経費			
開示請求の理由・目的  開示請求の理由・目的をでき るだけ具体的に記載してくだ さい。			
求める開示の実施の 方法  該当する 内にレ印を記入 してください。	閲覧 複写機により日本工業規格A列4番の用紙に複写したもの(白黒) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を次の媒体に複写し たもの( F D C D - R )  郵送希望		



様式第3号（第4条関係）

## 少額領収書等の写しに係る提出通知書

福岡県選挙管理委員会 殿

年 月 日

国会議員関係政治団体の名称.....

会計責任者の氏名.....

少額領収書等の写しに係る提出命令について、年 月 日付け 第  
号により通知のありましたことについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）  
第19条の16第6項の規定により、次のとおり提出（通知）いたします。

- 下表のとおり、少額領収書等の写しを提出する。  
該当する支出項目ごとに提出する枚数を記載してください。

支 出 項 目	提出枚数
光熱水費	枚
備品・消耗品費	枚
事務所費	枚
組織活動費	枚
選挙関係費	枚
機関紙誌の発行その他の事業費	枚
調査研究費	枚
寄附・交付金	枚
その他の経費	枚
	合計 枚

少額領収書等の写しに係る支出がない。

同一の少額領収書等の写しを既に提出している。

（ 年 月 日提出済）

様式第4号 (第5条関係)

### 少額領収書等の写しに係る提出期間延長申出書

福岡県選挙管理委員会 殿

年 月 日

国会議員関係政治団体の名称.....

会計責任者の氏名.....

少額領収書等の写しに係る提出命令( 年 月 日付け 第 号)により通知のありましたことについて、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第8項の規定により、次のとおり提出期間の延長を申出いたします。

1 延長を求める期間 30日間

2 命令があつた日 .....年.....月.....日.....

3 延長を求める理由

(1) 選挙期間中であるため(政治資金規正法施行規則(昭和50年自治省令第17号。以下「規則」という。)第14条の2の5第1号に該当)

公職の候補者の氏名 .....

・選挙の種類

衆議院議員総選挙

参議院議員通常選挙

その他(以下に具体的に記入してください。)

.....  
・当該選挙の期日の公示又は告示の日及び当該選挙の期日

公示又は告示の日 .....年.....月.....日.....

当該選挙の期日 .....年.....月.....日.....

(2) 少額領収書等の写しが著しく大量であり、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため(規則第14条の2の5第2号に該当)

(事務の状況その他の事情)

(3) (1)、(2)のほかに正当な理由があるため(規則第14条の2の5第3号に該当)  
(事務の状況その他の事情)

様式第5号（第6条関係）

## 少額領収書等の写しに係る提出期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった国会議員関係政治団体の収支報告書に係る少額領収書等の写しについては、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条の16第7項の規定に基づき、国会議員関係政治団体から提出期間の延長の申出がありましたので、法第19条の16第9項の規定により、次のとおり通知します。

開示請求に係る国会議員 関係政治団体の名称等	
延長前の提出期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の提出期間	年 月 日 まで
延長の理由	
問い合わせ先	〒 福岡県選挙管理委員会 電話番号( ) - 内線( )

様式第6号(第7条関係)

## 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった国会議員関係政治団体の収支報告書に係る少額領収書等の写しについては、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第11項の規定により、次のとおり全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る国会議員 関係政治団体の名称等			
求めることができる開示 の実施の方法及び費用負 担の額  開示請求書で希望された方法 によるほか、右に記載した方法に よることも可能です。	種類・ 数量等	開示の実施の方法	費用負担 の額
		閲覧	無 料
		複写機により日本工業規格A列4番の 用紙に複写したもの(白黒)	円
		スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録をFDに複写したもの	円
		スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録をCD-Rに複写したもの	円
開示を実施することがで きる日時及び場所  開示の実施の申出ができる期 間とは異なります。	日時		
	場所		
写しの送付による場合の 準備日数及び送付費用			
問い合わせ先	〒		
		福岡県選挙管理委員会	
		電話番号(       )       -       内線(       )	

注1 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 上記以外の日時における開示の実施を希望する場合は、福岡県選挙管理委員会まで連絡してください。

様式第7号（第7条関係）

## 少額領収書等の写しに係る部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった国会議員関係政治団体の収支報告書に係る少額領収書等の写しについては、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第11項の規定により、次のとおり一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る国会議員 関係政治団体の名称等			
不開示とした部分及び 理由	該当号	説明	
求めることができる開示 の実施の方法及び費用負 担の額  開示請求書で希望された方法 によるほか、右に記載した方法に よることも可能です。	種類・ 数量等	開示の実施の方法	費用負担 の額
		閲覧	無 料
		複写機により日本工業規格A列4番の 用紙に複写したもの（白黒）	円
		スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録をFDに複写したもの	円
開示を実施することがで きる日時及び場所  開示の実施の申出ができる期 間とは異なります。	日時		
	場所		
写しの送付による場合の 準備日数及び送付費用			
問い合わせ先	〒		
	福岡県選挙管理委員会		
	電話番号（ ）	-	内線（ ）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県選挙管理委員会となります。）この決定の取消の訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消の訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

注1 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 上記以外の日時における開示の実施を希望する場合は、福岡県選挙管理委員会まで連絡してください。

様式第8号 (第8条関係)

### 少額領収書等の写しに係る不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった国会議員関係政治団体の収支報告書に係る少額領収書等については、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第12項の規定により、次のとおり全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る国会議員 関係政治団体の名称等		
不開示とした理由	該当号	説明
問い合わせ先	〒 福岡県選挙管理委員会	
	電話番号( ) - 内線( )	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県選挙管理委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第9号（第9条関係）

## 少額領収書等の写しに係る開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった国会議員関係政治団体の収支報告書に係る少額領収書等の写しについては、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第13項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る国会議員 関係政治団体の名称等	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
問い合わせ先	〒 福岡県選挙管理委員会 電話番号( ) — 内線( )

様式第10号 (第10条関係)

### 少額領収書等の写しに係る開示決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会



年 月 日付けで開示請求のあった国会議員関係政治団体の収支報告書に係る少額領収書等の写しについては、政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第19条の16第14項により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る国会議員 関係政治団体の名称等	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
開示請求に係る少額領収 書等の写しのうちの相当 の部分について開示決定 等をする期間	年 月 日 まで
残りの少額領収書等の写 しについて開示決定等を する期限	年 月 日
法第19条の16第14項の 規定を適用することとし た理由	
問い合わせ先	〒 福岡県選挙管理委員会
	電話番号( ) — 内線( )

様式第11号 (第11条関係)

### 少額領収書等の写しの未提出通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった国会議員関係政治団体の収支報告書に係る少額領収書等の写しについては、国会議員関係政治団体から提出期限までに提出されませんでしたので、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第16項の規定により、次のとおり通知します。

開示請求に係る国会議員 関係政治団体の名称等	
問い合わせ先	〒 福岡県選挙管理委員会 電話番号（        ）        -        内線（        ）

様式第12号（第12条関係）

### 少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

福岡県選挙管理委員会 殿

年 月 日

住所又は居所.....

氏名又は名称.....

政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第1項の規定により、次のとおり申出をします。

少額領収書等の写しに係る 開示決定通知書の日付及び 文書番号	年 月 日付け 第 号
求める開示の実施の方法	開示請求書に記載のとおり 全部 一部（ ）  開示請求書の記載と異なる方法による （ ） 全部 一部（ ）
開示の実施を希望する日	年 月 日
写しの送付の希望の有無	有 無

様式第13号（第13条関係）

## 少額領収書等の写しに係る更なる開示の申出書

福岡県選挙管理委員会 殿

年 月 日

住所又は居所.....

氏名又は名称.....

政治資金規正法施行令（昭和50年法律第277号）第11条第3項の規定により、次とおり申出をします。

更なる開示を求める国会議員関係政治団体の名称等	
少額領収書等の写しに係る開示決定通知書の日付及び文書番号	年 月 日付け 第 号
最初に開示を受けた日	年 月 日
更なる開示の実施の方法	
開示の実施を希望する日	年 月 日
写しの送付の希望の有無	有 無

注 少額領収書等の写しの同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。